

講 演

ポーランド刑法におけるエイズ感染の
刑法上の責任A・J・シュヴァルツ
高橋 則 夫 訳

エイズの拡大と関連して、様々な法的問題も現れた⁽¹⁾。その中には刑法上の問題も多く含まれている。たとえば、それらは次のような問題と結びついている。すなわち、対象者の認識や同意なしに、あるいはその意思に反して、組織内にあるエイズウィルス検出のための検査を実施すること、対象者の認識や同意なしに検査結果を通知すること、場合により必要となる、検査結果の通知を怠ること、危険な状態にある人の救助をエイズ感染の不安から怠ること、あるいは、妊婦がエイズウィルスに感染し、あるいはすでにエイズが発病していた場合に妊娠中絶すること、がこれである。また、エイズは刑事訴訟上および行刑上の様々な問題にも関連している。しかし、エイズと関連するあらゆる刑法上の問題の中で最も重要なのは、エイズウィルスを他人に感染させる行為に対する刑法上の責任の問題である⁽²⁾。

以上のことは、困難で複雑な新しい問題である。そこで、これらの問題を解

(1) 様々な法的諸問題と結びついているエイズの法問題は、1988年6月29日から30日までボツナンで開催された「エイズの法的諸問題」というテーマの学会で議論された。この学会の資料は、私が編集し、単行本となっている。マンハイムではすでに1987年11月20日と21日において、同様の学会が開催された。この学会の資料は、「エイズの法的諸問題」という単行本として、SchünemannとPfeifferによって編集された（Baden-Baden1988）。

(2) エイズの刑法上の問題についての詳細な説明は、注（1）で言及した学会で行った私の報告に含まれている。同学会では、エイズと関連する行刑上および刑事訴訟上の問題を扱った報告も行われた（A. TobisとA. Wierciński）。これについては、A. J. Szwarc, AIDS und das Strafrecht, “Państwo i Prawo”, 1989, Nr. 10, S. 67-75 参照。

決するために、従来の法的手段を用いるべきか、あるいはこの目的のために、新しい特別な法的規制をつくるべきかという問題が生じている。これについての決定は、とくに困難を伴う。というのは、この場合、しばしば相対立する様々な利益が考慮されなければならないからである。エイズ拡大に対して社会を保護することに向けられた公共の利益は、個人の利益、市民の個々の権利や自由の保護としばしば衝突する。とくに、エイズ発病者、感染者、あるいは単にエイズウィルスの保有者と疑われている者を差別するという、かなり広がってきた現象に関して問題となる。

その際、次のような疑問も生じる。それは、この領域においてそもそも刑法上の規制に手を延ばすべきものなのかどうか、エイズの予防、対策のために投入される諸手段の中に刑法的措置をも導入することが不可欠で適切なことなのかという疑問がこれである。この関連で注意すべきは、刑法はこのような事象に対して無関心でいることはできないということである。というのは、これらの事象によって、生命、健康、個人の不可侵性および自由あるいは守秘義務の要求のような重要な法的価値や法益が、完全に侵害されているわけではないにせよ、脅威にさらされているからである。

エイズと結びつく問題の検討は、これらの法益に向けられた様々な行為を処罰することが合目的的であるという点でのみ必要というだけではない。すなわち、刑法的評価の一般予防機能という点についても意義がないわけではない。この評価を認識し、刑法上の責任に対して恐れることが、少なくとも一定の事案において、より注意を払い、正しい態度を行うことへ導くことができる。この機能の意義は、たしかに実際上は過大評価されるべきではないが、それが有効であることは、少なくとも一定程度においては否定できないのである。

エイズが多くの国ではまだそれほど大規模には拡大しておらず、ともかく、その他の多くの国ほど強力ではないという事実があるからといって、エイズと結びつく刑法上の問題を取り上げる義務から免れるわけではない。いずれにせよ、エイズ拡大の可能性のために準備しておかねばならないし、このプロセスが生じないことが一般的かつ争いのない望みだとしても、それを考慮しておかなければならない。エイズが大量に現れた時にはじめて、エイズと結びつく様々な事象の刑法的評価を分析することでは望ましいとはいえないのである。

以上のことは、エイズ感染に対する刑法上の責任の問題にも妥当する。たしかに、これを根拠とする刑法上の責任の問題は、エイズ拡大の抑制のための唯一の手段でも、また、最も重要な手段でもない（それはありえないだろう）。

しかし、他方、エイズ感染、と同時にエイズの拡大を助長し、きわめて深刻な生命および健康の危殆化をもたらすような行為を、法は許すことはできない。もっとも、次のような問題が生じる。すなわち、この点で必要となる刑法上の反作用を、現行刑法の規定に基づいて根拠づけることができるか、あるいは、この目的のために、新たな特別規定を創設すべきか否かという問題がこれである。

刑法典の相応する規定が有用か否かについて詳細に分析することは、紙幅の関係でももちろん可能ではない。当然に、若干の帰結だけを言及するとどめざるをえない。

解釈論上、いずれにせよ、エイズ感染を理由とする処罰は、まったく無理というわけではないが、しばしば問題がある。この問題は、ともかく、健康侵害あるいは死亡という結果を惹起したことに対する刑法上の責任を予定する規定によっては解決されない⁽³⁾。なぜなら、エイズ感染の事案において、感染した者が必ずしもエイズの発病に至りうるわけではないからである。健康侵害や死亡という結果が、場合によって、感染者にまったく生じないこともありうる。したがって、この種の事案では、感染をさせた行為者に対して、それらの結果の惹起についての規定を適用することはできない。

しかし、感染者は、他方で、エイズ感染を他の人々に伝染させることもできる。このようにして拡大するエイズ感染の範囲は、きわめて広いものとなる。と同時に、感染した者が、エイズの発病、健康侵害、あるいは、きわめて蓋然的に、死亡へという展開に至りうるのである。

健康侵害あるいは死亡の結果を惹起したことに対する刑法上の責任についての規定を適用することは、感染者にエイズが発病し、健康侵害が生じ、それどころか死亡に至ったという事案においても、問題がある。これらの規定が適用できないというのは、行為者の一定の態度と前述した結果との因果関係の確定に関わる困難な問題があるからである⁽⁴⁾。

(3) 以下の犯罪行為を規制する規定が問題となる。すなわち、148条1項（故意殺人）、155条（過失致死）、156条、157条（いわゆる重大かつその他の健康侵害に対応する、故意および過失の惹起）、がこれである。

(4) 学説上、このような事案で因果関係を証明するのは一般に不可能であることが強調されている。たとえば、M. Bruns, AIDS, Alltag und Recht, MDR, 1937, Nr. 5, S. 356; ders., AIDS, Prostitution und das Strafrecht, NJW, 1987, Nr. 12, S. 694-695; ders., Nochmals: AIDS und Strafrecht, NJW, 1987, Nr. 37, S. 2281-2282; W. Eberbach, Rechtsprobleme der HTLV-III- Infektion

エイズ感染によって生じる抗体が被害者に存することが証明されたとしても、それは、対象とされた行為の行為者が感染を惹起したこと、および、それと関連して、もっぱら彼の行為が感染のさらなる結果に対する根拠であったということを証明するものではまったくない。この点を証明しなければならないが、それは簡単なことではない。なぜなら、感染の可能性を惹起しうるすべての行為が実際に感染に至るわけではないからである。とりわけ困難なのは、被害者のエイズ感染に遅かれ早かれ別の態様でも至ったであろうという事案の場合における証明である。すなわち、医学は、多くの発病源が存し、ないし、存しえたであろうという場合には、感染源を証明するための信頼できる手段を持ち合わせていないのである。

対象とされた行為の以前に行われたエイズ検査の否定的結果（陰性）は、同時に以前の感染を排除するものではない。それは、感染を証明する抗体が、組織へのウィルスの侵入後一定の時間が経過してはじめて確認されることが考えられるからである。さらに、問題がより複雑となるのは、感染したにもかかわらず、抗体が証明されないか、あるいは、長い期間の経過後はじめて証明できるような、まったく稀な事案もないわけではないことである。すでに以前から存する感染は、ともかく、組織の抗体が、感染の疑いが結びつけられる行為の後にはじめて確認され、しかも行為後六週間以上も経過した後、しかも被害者が以前エイズ検査を実施していなかったという事案において排除されない。対象とされた行為以前に実施されたエイズ検査の否定的結果（陰性）にもかかわらず、また、行為後一定の時間の経過後に実施された検査の肯定的結果（陽性）にもかかわらず、対象とされた行為と感染が確認されたエイズ検査との間に、別の発病源から感染に至ったであろうという可能性を排除することはできないのである。

このような事案における刑法上の責任として、未遂犯の成立⁽⁵⁾という構成を

(AIDS), Berlin-Heidelberg-New York-Tokyo, 1986, S. 12-13; K. Geppert, Strafbares Verhalten durch mögliche AIDS-Übertragung, Jura, 1987, Nr. 12, S. 669; R. D. Herzberg, Die AIDS-Infizierung als Straftat, AIDS-Forschung (AIFO), 1987, Nr. 1, S. 52-55; F. Herzog/ C. Nestler-Tremel, AIDS und Strafrecht-Schreckensverbreitung oder Normstabilisierung?, Strafverteidiger, 1987, Nr. 8, S. 363; W. Bottke, Strafrechtliche Probleme von AIDS und der AIDS-Bekämpfung, in: B. Schünemann/G. Pfeiffer (Hrsg.), Die Rechtsprobleme von AIDS, Baden-Baden, 1988, S. 180ff. 参照。

(5) 148条1項, 156条1項, あるいは157条1項ないし2項と関連する13条1項

する見解も、この場合、不十分といわざるをえない。しかも、行為者が他人をエイズ感染にさらしたが、何ら感染しなかった場合でも、感染の結果、健康侵害あるいは死亡に至った場合（因果関係が確定できないために、その結果については処罰できない）でも同様である。この見解が満足いくものでないのは、行為者が自己のエイズ感染と他人に感染させる可能性とを認識している場合、他人の健康侵害あるいは死亡をこうして惹起することの直接的故意ないし未必の故意が存することはきわめて例外的な場合であるし、これが未遂の責任に対して不可欠な要件だからである。いずれにせよ、このような見解が實際上貫徹できないことは、このような故意の帰属と結びつく証明の困難性によって容易に根拠づけられる（とくに、潜在的に感染を惹起しうるあらゆる行為が、実際にも感染に至るわけではないことを知っている場合がこれである。さらに、感染の場合にも、必ずしもエイズの発病、健康侵害、あるいは死亡に至るわけではない）。いずれにせよ、このような状況で、多くの行為者が感染に至らないと予想することも理由がないわけではないことが分かる。そして、このような場合、これは、ポーランド刑法においては、未必の故意ではなく、認識ある過失とされる。なぜなら、ポーランド刑法では、直接的故意、未必の故意、および過失は次のように定義されているからである。すなわち、9条1項では、「禁じられた行為は、次の場合、故意で実現されたものとする。行為者が、その行為を実現する故意を有していた場合、すなわち、行為者がその行為を実現する意欲がある場合、あるいは、その実現の可能性を認識し、それを認容していた場合である。」と規定されている。また、9条2項では、「禁じられた行為は、次の場合、過失で実現されたものとする。行為者が、行為を実現することの故意を有さず、しかし、その実現の可能性を予見しあるいは予見しえたにもかかわらず、当該事情の下で必要とされる注意（義務）を侵害したことに基づいて、行為を実現した場合である。」と規定されている。これと関連して、ポーランドにおける未必の故意の解釈は、たとえばドイツにおけるそれよりもかなり厳格である。

ちなみに、未遂の責任を認めるには、別の困難な問題が結びついているように思われる。すなわち、健康侵害あるいは死亡のいずれを惹起することの未遂に対する責任が問題となるのであろうか⁽⁶⁾。

を根拠とする。

- (6) エイズ感染の刑法上の責任を未遂という構成に依拠させる考え方については、たとえば、M. Bruns, AIDS, Alltag..., op. cit., S. 356; ders., Nochmals...

人の生命あるいは健康の危殆化を規制している、160条1項⁷⁾も、限定的に適用されている。しかも、それはとくに次の理由による。すなわち、この規範に基づく有罪判決は、一定の行為によって死亡あるいは重い健康侵害を惹起したという蓋然性の程度の判断によって決定されているからである。エイズの場合、この判断は、この領域における医学の現在の知見に基づくものとされているが、この領域における知見は残念ながら依然として完全ではない。また、次のような問題に対する根拠も、これまで何ら確定的に解明されてはいない。すなわち、なぜ、同一の行為が、ときおり、他人にエイズを感染させ、別の時はそうではないのかということ、組織体へのエイズウィルスの侵入と感染を生む抗体が証明されうる時点との時間的間隔がまったく様々に差異があること、感染の場合に、必ずしもエイズの発病に至らないこと、発病したとしても、感染結果の進行がときおり軽い状態にとどまること、いわゆる進行性の完全な徴候はあるが、必ずしも結果として発展しないようなエイズの場合には、いかなるプロセスが展開するのか、感染の時点から予想されるエイズの潜伏期間はきわめて異なっており、なぜ、この問題について見解も絶えず異なっているのか、という問題がこれである（ますます長期になる潜伏期間の事案に関して、一定の期間内で感染結果が生じ、その後本来的に排除されるという見解は疑問である）。このような状況において、一定の行為について、160条で確定される犯罪行為の構成要件メルクマールを認識することは、少なくとも現時点でかつ多く

op. cit., S. 2281-2282; K. Geppert, op. cit., S. 699ff; R. D. Herzberg, Die Strafdrohung als Waffe im Kampf gegen AIDS?, NJW, 1987, Nr. 24, S. 1463-1466; ders., Bedingter Vorsatz und objektive Zurechnung beim Geschlechtsverkehr des AIDS-Infizierten- AG München, NJW, 1987, 2314 und JuS, 1987, Nr. 10, S. 777-783; ders., Zur Strafbarkeit des AIDS-Infizierten bei unabgeschirmten Geschlechtsverkehr, NJW, 1987, Nr. 37, S. 2283-2284; ders., Das Wollen beim Vorsatzdelikt und dessen Unterscheidung vom bewußtfahrlässigen Verhalten, JZ, 1988, Nr. 12, S. 573-579 (Teil I), Nr. 13, S. 633-643 (Teil II); W. Bottke, op. cit., S. 178-204; F. Herzog/C. Nestler-Tremel, op. cit., S. 263ff. 参照。このような事案で殺人ないし傷害の未遂を認めるのは、ドイツの検察および裁判所である。たとえば、1987年5月6日のミュンヘンの区裁判所判決を参照（462 DS Js3284/87, NJW, 1987, Nr. 37, S. 2314）。

- (7) 160条1項は次のように規定する。「人の生命を直接的に危殆化し、あるいは、人を、重大な健康侵害の直接的な危険にさらした者は、3年以下の自由刑に処す。」と。

の場合に困難なことであろう。

このような判断と結びつく困難性は、160条が付加的に、人が死亡あるいは重い健康侵害の直接的な危険にさらされたことに対して刑法上の責任を要求していることを考慮すると、より大きくなる。すなわち、この場合、間接的な危険では足りないのである。たとえ、この問題が個別的側面から判断されとしても⁽⁸⁾、危険にさらすことに対する責任は、この場合、いずれにせよ制限されている。したがって、他人をエイズ感染の危険にさらすあらゆる行為が、160条による犯罪行為として認められることにはならないのである。とくに、160条が規定する、結果の「直接的危険」は、もちろん、行為者の責任によっても把握されなければならない、さらに、その責任は、感染およびその結果が行為後に発生したか否かという事実を無視して、行為時における行為事情を資料に判断されなければならない。医学が、個々の行為態様の危険性の程度に関して、完全な明確性を得ていない限り、この行為の行為者に一定の責任を帰属することは一層困難であらう。

以上を前提にすると、新しいポーランド刑法典に、新たな特別規定（161条1項）を導入したことが根拠づけられるように思われる。すなわち、この規定によって、エイズの危殆化を理由とする処罰が、いまや可能となったわけである。161条1項では、「エイズに感染していることを認識して、他人をその感染の直接的な危険にさらした者は、3年以下の自由刑に処する。」と規定されている。161条3項によって、この犯罪は被害者の告訴に基づいて訴追される。

この犯罪は、とくにいくつかのメルクマールによって特徴づけられ、それら

(8) 「直接的な危険」とは、確定的な事象（ここでは死亡あるいは重大な健康侵害）の発生が、きわめて蓋然的であるような状況として理解されている（たとえば、とくに、K. Buchała, Prawo karne materialne [実体刑法], Warszawa 1980, S. 684; M. Cieślak, Indywidualne zagrożenie życia [個人的な生命の危殆化], Nowe Prawo, 1952, Nr. 4, S. 19; W. Radecki, *Przestępstwa narażenia życia i zdrowia człowieka na niebezpieczeństwo w kodeksie karnym PRL z 1969 r.* [1969年ポーランド刑法典における人の生命および健康を危険にさらす犯罪], Warszawa-Wrocław 1977, S. 17-18参照)。さらに、危険の「直接性」は、一定の法益に対する、即時的な危殆化として（たとえば、A. Marek (Hrsg.), Prawo karne. Zagadnienia teorii i praktyki [刑法。理論と実務の問題], Warszawa 1986, S. 126, 317参照), あるいは、回避不可能な危殆化として（たとえば、A. Gubiński, *Wyłączenie bezprawności czynu* [違法性の阻却], Warszawa 1961, S. 32参照), 理解されている。

は、刑法上の責任の限界を次のような形で記述している。すなわち、

①いわゆる個人による犯罪が問題となる。この規定に基づいて責任を負わせられる行為者は、行為時にエイズウィルスの保有者であった者だけである。

②この規定は、行為者の行為態様を確定していない。したがって、この規定に基づいて、性交渉だけが可罰的となるわけではなく、他人にエイズ感染を惹起しうるその他の行為も可罰的となる。

③この場合、行為の客体は、この時点でエイズウィルスに感染していなかった者である。

④刑法上の責任は、故意に行為を遂行した事案にのみ負わされる。したがって、行為者は、自分がエイズウィルスに感染していること、自分の行為により他人に感染にさらしうることを認識し、そのことを少なくとも了解していなければならない（直接的故意、未必の故意）。

⑤この犯罪が成立するためには、他人に感染が発生したことも、より少ないことではあるが、エイズが発病したこと、その結果として、健康侵害ないし死亡が発生したことも必要ではない。これらの結果が発生した場合には、因果関係に関する前述した疑問を考慮して、また、個々の結果に応じて、ポーランド刑法のその他の規定との重疊的な競合が問題となる。もちろん、これらの規定で予定されている責任の要件が充足されることが前提となる。

⑥ここで問題となる犯罪の成立のために、次の点の確定、すなわち、行為者が他人にエイズウィルスを感染し、エイズを発病を惹起し、それによって健康侵害あるいは死亡を惹起することを意欲したこと、あるいは行為者が少なくともそれを了解したことを確定することは必要ではない。この種の事案で、すなわち、これらの結果が発生しない場合、あるいは、因果関係を確定することは不可能という理由で、その惹起に対する責任が問題とならない場合、刑法上の責任は未遂犯の成立という構成によることも可能であろう。

ポーランド刑法の現行規定が適用可能か否かを検討することによって、エイズ感染と結びつく刑法上の問題が尽きるわけではない。この点でなおその他の問題が生じる。しかし、紙幅の関係で、それらについて論じることにはできない。したがって、ここでは簡単に言及するにとどめたいと思う。

まず、前面に出てくる問題は処罰阻却事由の問題である。この関係で、たしかに、エイズ感染にさらしたが、これまで刑法上処罰されていなかったような行為を一定の限界内で不処罰とする可能性があるかどうかという問題が生じる。これらの行為を可罰的とすることによって、人間関係における行為態様の

重要な変更が避けられないであろうし、今まで争いの無かった一定の自由の領域を将来的に広く制限することに至ることになろう⁽⁹⁾。

前述した刑法上の責任は、感染の危険や、エイズの様々な段階における進行の危険、さらには死亡についての被害者の承諾や同意に基づいて阻却されうるか否かという問題が生じる。被害者自身の不注意という事実は、行為者の責任に対していかなる意義をもつであろうか。また、被害者が別の態様でその感染に寄与した場合とはいかなる場合をいうのであろうか。行為者がエイズウィルスの保有者である、ないしそうでありうることを被害者が知っていたとか、行為者自身から直接警告されたという事実は、行為者の責任にいかなる意義をもつであろうか⁽¹⁰⁾。

エイズ感染に対する刑法上の責任に関係するその他の問題は、いわゆる緊急避難の要件を満たして感染に至ったような状況と関連する。別の理由から生じる危険からある人を救助するために、エイズ感染でもって脅迫し、それどころか、感染、エイズの発病、死亡へと至らすような方法で援助した場合、刑法上の責任はあるだろうか。

自己の行為の重要な付随事情に関して錯誤していた行為者が感染させた場合の刑法上の責任も検討しなければならない。ここでは、行為者が、自分がウィルス保有者であることを知らなかったという事案のみならず、ありえないことではないが、行為者がエイズ感染やエイズ病の本質、ウィルス伝染の事象やメカニズム、それと結びつく危険をまったく知らなかったという状況も問題となる。

さらに、刑法学者は、他人にエイズウィルスを感染させることによって、その他の犯罪（たとえば、強姦、性病の感染、あるいは違法な堕胎という犯罪）の構成要件を充足する行為者の刑法上の責任と結びつく一連の問題に結論を出さなければならないであろう。これは、いわゆる観念的競合の問題である。たしかに、次のような場合、いわゆる法条競合、いわゆる所為単一、あるいはい

(9) このような側面への注意を喚起するのは、とりわけ、M. Bruns (AIDS..., op. cit., S. 356) および、W. Eberbach (Rechtsprobleme..., op. cit., S. 10) である。

(10) たとえば、J. Schacht, AIDS- Juristische Probleme ohne Ende, Kriminalpädagogische Praxis, 1986, Nr. 21/22, S. 4ff. および、前注で引用した、M. Bruns, K. Geppert, R. D. Herzberg, F. Herzog/ C. Nestler-Tremel の研究を参照。

わゆる連続犯の問題も生じる。すなわち、いくつかの行為で多数人にエイズウィルスに感染させた場合⁽¹¹⁾、あるいは、一つの行為によって大量の人々に感染させたような場合がこれである（たとえば、血液の構成部分を使用してつくられ、それがエイズウィルスを含有していた薬剤を使用したような場合である）。

最後に、ここで論じたテーマの枠内で、なお刑事政策の領域における問題があるのではないかという推測を述べたいと思う⁽¹²⁾。学説上、たとえば、エイズウィルスに感染したのみならず、エイズの発病とくに進行した段階にあることによって、すでに運命によって重い打撃を受けているような行為者に対して、そもそも刑法上の責任を負わせるべきかどうかについて疑問を提起できる。エイズの発病によって死が不可避である人が多いのである。このような状況からみて、このような人に対してなお刑法上の責任を負わせるメカニズム全体を進行させるべきであろうか。しかし、他方、この事実があるからといって、依然として他人にエイズウィルスを感染する行為者の態度を正当化できるであろうか。そのような行為者の行為を不処罰として忍受すべきという見解に甘んじることは困難である。

（訳者あとがき）

本稿は、ボズナン大学（ポーランド）の A・J・シュヴァルツ教授が、1999 年 10 月 13 日に早稲田大学比較法研究所の主催で行った講演の原稿を邦訳したものである。原題は、Die strafrechtliche Verantwortlichkeit für die HIV-Infizierung である。

シュヴァルツ教授は、1939 年 5 月 25 日コウォ（ポーランド）に生まれ、56 年から 61 年にかけてボズナン大学法・行政学部で法律学を学び、その後、助手、講師を経て、現在に至っている。博士論文は、「スポーツ事故における処罰阻却事由としての被害者の同意」（1970 年）であり、教授資格論文は、「スポーツ

(11) ドイツに駐在していたアメリカ軍の兵士が、4 人にエイズ感染させたことで起訴され、刑法上の責任が問われた事案に対して、ニュルンベルク・フェルス州裁判所は有罪判決を下した。R. D. Herzberg, Die Strafdrohung.... op. cit., S. 1461 参照。

(12) このテーマについての刑事政策的な論究として、前注で引用した、M. Bruns, F. Herzog/ C. Nestler-Tremel の研究を参照。さらに、他人をエイズ感染にさらした行為者の刑法上の責任に関する立法提案についても、W. Bottke, op. cit., S. 246-247 参照。

規則の刑法上の機能」(1977年)である。スポーツ法に関する業績が数多く、この分野での第一人者であり、また、本講演のテーマであるエイズに関する業績も多数ある。国際的な交流も活発に行い、とくに、フンボルト奨学生によるドイツと日本との刑法コロキウムにおいては、ポーランドの中心的人物として活躍されている。

本講演では、「エイズ感染の刑法上の問題」について、1997年新刑法典によって161条（エイズによる危殆化）が新設されたことから、その趣旨や問題点などが論じられている。従来の解釈による処罰の困難性と処罰の妥当性にも言及されており、この問題に対するポーランド刑法からのアプローチが示されている点が、比較法的に貴重な資料となっている。なお、エイズと刑法の問題については、Szwarc (Hrsg.), AIDS und Strafrecht, 1996 (Duncker & Humblot) をも参照していただきたい。